

平戸市産業振興促進計画

平成 27 年 4 月 1 日作成
長 崎 県 平 戸 市

1. 計画策定の趣旨

本市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州北西部の沿岸部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されています。平坦地が少なく、起伏の多い地形で海岸線は各所に岬が突出し、断崖などの自然景観が美しく、本市の 20%が西海国立公園に指定されています。

平成 17 年 10 月 1 日に平戸市、生月町、田平町、大島村の合併により、新しい「平戸市」が誕生しました。大島を除く地域は北松浦半島振興対策実施地域の指定を受けています。

本市の人口は、34,905 人（平成 22 年国勢調査）で、平成 17 年と比較すると 3,484 人（9.1%）減少し、50 年前の昭和 35 年とは、32,975 人（48.6%）の減少と慢性的な人口の減少が続いています。この人口流出現象は、全国的な潮流として都市一極集中型の定住形態を形成させ、今日に至っています。また、近年の個人のライフスタイルの多様化、脆弱な雇用環境などが相まって、人口減少に一層の拍車をかけており、生産年齢人口は 54.0%と全国平均 63.3%を大きく下回っており、今後、産業活動を支える就業人口がさらに減少することが懸念されます。

そうした状況の中、自然の恵みを活かしながら、にぎわいのある魅力的な産業の振興をめざしていくため、本市総合計画において、「活力ある産業振興と雇用の創出」を基本目標に掲げています。

今後一層、農林水産業の活性化に向けた取り組みや地域の特性等を活かした新たな産業の創出、また、特産品の開発や平戸ブランドの確立を図り全国市場に応える「平戸ならではの」の地場産業の振興により、市民の生活の安定や若者の定住化を目指していきます。

2. 計画の対象とする地区

半島振興対策実施地域・・・平戸市（旧平戸市・旧生月町・旧田平町の区域に限る。）

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとします。

4. 対象地区の産業の振興の基本的方針

(1) 平戸市の産業の現状

本市の就業人口の推移をみると、平成 22 年における 15 歳以上の人口 30,429 人のうち就業者数は 15,340 人で、その就業者比率は 50.4%です。平成 12 年の状況と比べてみると、15 歳以上の人口は 34,390 人で、うち就業者数は 19,200 人、就業者比率は 55.8%と、人口の減少に伴い、就業者人口においても減少傾向が進んでいます。

また、就業者の産業 3 部門別割合をみると、平成 22 年における第 1 産業は 20.6%、第 2 次産業は 19.1%、第 3 次産業は 59.9%で、全国平均(4.0%、23.7%、66.5%)、長崎県平均(7.9%、19.5%、69.2%)と比べ第 1 次産業の割合が非常に高く、第 2 次産業、第 3 次産業の割合が低いが、割合の推移をみてみると、第 1 次、第 2 次産業が減少し、第 3 次産業へと移行しています。

農業の主要農産物等は、肉用牛、水稻、いちご、アスパラガス、ばれいしょ、葉たばこ、たまねぎ、菌床しいたけなどがあります。農業形態は、兼業農家が大部分を占め、経営耕作地面積は 1 ha 未満の小規模零細農家が 62%を占めています。高齢化や農産物価格の低迷による後継者不足と耕作放棄地による遊休農地の増加などの問題が生じています。肉用牛は地域農業の基幹作物として重要な役割を果たしていますが、飼養戸数及び頭数は年々減少傾向にあります。

林業については、森林の多くは人工林であり、その多くは間伐を必要とする林齢であるため、適正な森林の施業が急務となっていますが、木材価格の低迷や生産コストの増大、外材の輸入増加など林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

水産業は、対馬暖流の影響を強く受け、島嶼と複雑な海岸地形や潮流の影響により、九州でも屈指の好魚場が形成され、アジ・サバ・ブリ・イカ類の回遊がみられるほか、マダイ・イサキ・ヒラメや磯根資源のアワビ・ウニなど数多くの魚介類に恵まれています。しかしながら、漁場環境の変化に伴う水揚げの減少や経済のデフレ傾向に伴う長期の魚価の低迷、高齢化の進行と後継者不足など厳しい状況が続いています。

製造業については、製造品出荷額が平成 11 年以降減少しており、従業者数も平成 8 年をピークに減少しています。また、企業立地の受け皿となる工業団地を有していないことから、地域活性化及び雇用の場を確保する上で、工業団地の整

備が急務となっています。

観光については、豊かな自然景観や数多く有する歴史文化遺産により、観光客も多く、平成24年度には約170万人の観光客が訪れています。

商業については、年間商品販売額が減少しており、従業者数も減少傾向にあります。市内には大型店舗がなく個人営業が約70%を占めており、日用品や食料品などは大半が市内で消費するものの、衣料や耐久消費材などは通信販売や市外で買い物をしている割合が多く、購買力の流出が課題となっています。

ブロードバンド環境については、ADSLサービスは提供されていますが、光ファイバーなどを用いた超高速ブロードバンドのサービスは、採算性の問題から情報サービス業の参入が進んでおらず、整備が遅れている状況にあります。

(2) 平戸市の産業振興を図る上での課題

農林水産業については、農林水産物の価格低迷や高齢化の進行と後継者不足など、経営を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、経営の合理化・多角化による収益性の高い生産構造シフトを図ることが重要です。

農業においては、意欲ある新規就農者や認定農業者の確保・育成を図るとともに、農地の流動化や集落営農への転換、生産基盤の整備や近代化施設整備など、生産性、収益性の高い農業を進める必要があります。肉用牛は、経営規模拡大や低コスト生産等による経営の効率化、安定化や品質向上等の取り組みが必要です。

林業においては、適正な森林施業を進めるとともに、間伐材など森林資源を有効活用する取り組みへの支援が必要です。

水産業においては、低下した主要な資源水準を回復させるため、藻場、干潟など漁場環境の維持・保全・人工魚礁漁場の整備など生産基盤の整備、広域的な栽培漁業の推進並びに資源管理への取り組みが必要です。

また、農林水産業や加工業、商業、観光産業の連携のもと、地場産品の高付加価値化を図り、平戸ブランドを確立することが強く求められており、特産品の販路拡大のため、直売施設における販売力の強化や全国に向けたプロモーション活動の展開を図る必要があります。

製造業においては、地域の特性、技術と産業資源を活用した商品開発等による中小企業の活性化を図るとともに、創造的中小企業を育成するための効果的な支援が必要です。また、企業立地による雇用の創出は、若年層の流出防止を図り、人口増加という地域の課題を解決する最重要課題のひとつであるため、今後も積極的に推進していく必要があります。

観光においては、観光地平戸の魅力を国内外に情報発信するとともに、受け入れ体制の整備による交流人口の拡大を図り、旅館業や飲食サービス業、小売業などの観光関連産業における経済波及効果を高めていくことが重要です。

交通・通信体系の整備については、半島・離島地域という地理的制約を克服する上で極めて有効であり、特に情報インフラ整備は、情報サービス業をはじめとする産業全般の振興においても必要不可欠なものです。

5. 産業振興の対象とする事業が属する業種

本計画における産業振興の対象となる業種は以下のとおりです。

- ①農林業
- ②水産業
- ③製造業
- ④旅館業
- ⑤農林水産物等販売業
- ⑥情報サービス業等

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

平戸市の産業の振興を図るため、各主体が連携を図りながら以下の取組を進めます。

本市は、上記業種における産業振興に取り組むため、事業者の設備投資に係る国税の租税特別措置の活用促進を働きかけ、また、半島振興対策実施地域の地方税不均一課税及び離島振興対策実施地域の地方税課税免除を実施し、事業者の経済的負担の軽減に努めます。

農業においては、いちごやアスパラガス等の施設園芸や、ばれいしょ、たまねぎ等の露地野菜の主要品目を中心に、規模拡大や新たに取り組む生産者が行う施設・設備整備等に対する支援により、産地の規模拡大と経営基盤の強化を図ります。また、農産物を活用した新商品の開発を行うため、農業者、農業者団体、直売所等を対象に、加工に対する技術の習得や団体の育成を図り、加工品の開発・製造につなげていくとともに、地元直売所との連携による流通体制の確立により販売力を強化します。肉用牛は、牛舎等の整備、優良雌牛導入に対する支援、キャトルセンター利用促進による増頭対策など、農業協同組合や生産者と一体となった市場性の高い子牛づくりを推進します。

林業においては、生産活動の担い手である森林組合との連携を図りながら、森林整備を推進するとともに、特用林産物である菌床しいたけの生産・流通体制の確立への支援を行います。

水産業においては、水産資源の維持安定を図るため、各漁業協同組合や漁業者と連携し、藻場を回復させるための磯焼け対策や種苗放流を中心とする栽培漁業及び資源管理型漁業を積極的に推進します。また、人工魚礁漁場の整備や漁業協同組合における生産・流通体制の整備、老朽化漁港施設の機能保全など、国・県の支援制度を活用しながら水産基盤の整備に取り組みます。さらに、水産物の付加価値向上を図るため、加工品開発への支援を行うとともに、地元直売施設との連携による流通体制の確立により販売力を強化します。

製造業においては、企業誘致について、長崎県は、長崎県誘致企業工場等設置特別奨励措置といった独自の支援制度を設け、企業誘致に取り組んでいるところであり、設備投資等に関して租税特別措置の活用についても周知しています。本

市としても、企業立地の受け皿となる工業団地整備に関する方向性を検討するための適地調査を実施しており、工業団地の整備を推進するとともに、県外企業誘致を積極的に行う公益財団法人長崎県産業振興財団と連携した企業訪問による情報提供及び各種支援制度の周知を行います。また、工場等用地取得奨励金、工場等関連施設整備奨励金、情報通信関連企業立地促進奨励金による進出企業への支援を行います。

地域振興に資する民間事業者の支援を目的とした地域総合整備資金貸付制度や市内中小企業の振興を図ることを目的とした平戸市中小企業振興資金貸付制度の活用により、設備投資等における資金面での支援を行います。

観光においては、本市を一つのテーマパークとして捉え、1年間を通じた季節毎の特色を活かしたイベントの展開やマスメディアを活用した効果的な情報発信、東アジアなどからの外国人観光客の誘致に向けた取り組みとともに、観光産業はもとより、市民と行政が一体となった受け入れ体制の整備により、さらなる交流人口の拡大に繋げ、観光関連産業の振興を図ります。

本市では、市内の生産者および加工業者、基幹産業である農林水産業の生産を担う農協・漁協・森林組合といった生産団体、観光誘客に取り組む観光協会や中小企業の育成支援を行う商工会議所・商工会などの経済団体などと一体となった平戸市地域資源ブランド化推進協議会を組織し、食を題材にした地域資源のブランド化に取り組んでおり、今後も本市の特性を活かした地場製品の付加価値を高めながら、都市圏における物産展の開催など、戦略的なプロモーション活動を展開し、さらなる平戸ブランドの確立と販路拡大に取り組めます。

交通・通信体系の整備については、地場産業における市場開拓や交流人口の増加に繋がる西九州自動車道の整備促進を図るとともに、超高速通信網（光ファイバー）の整備に着手し、地域情報基盤整備地区を順じ拡大していき地域情報格差解消に取り組んでいきます。

7. 計画の目標

本計画に係る計画期間中の計画目標は次のとおりです。

業 種	指 標	内 容	目 標 件 数
農林業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
水産業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
製造業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う 新增設、既存事業者の 取得件数	2 件
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う 新規雇用者数	50 名
旅館業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う 新增設、既存事業者の 取得件数	2 件
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う 新規雇用者数	30 名
農林水産物等販売業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1 件
情報サービス業等	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う 新增設件数	1 件